

赤文字は今回改正箇所

熊本県若手建設技術者表彰要領

第1 目的

熊本県土木部（以下「土木部」という。）が発注した工事について、他の模範となる特に優良な工事を担当した若手建設技術者を評価し表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図り、建設産業を担う技術者を育成することを目的とする。

第2 被表彰者

県内に本店を置く建設業者（県内業者のみで構成された特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を含む。）に従事し、県発注の工事を担当した技術者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

ただし、施工者が企業体の場合、出資比率が20%未満の構成員である建設業者に属する技術者を除く。

（1）工事における現場代理人及び主任（監理）技術者。（工事期間中に交代があった場合は従事期間が最も長かった者とする。）

ただし、熊本県優良工事等表彰及び熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰を受賞した技術者は対象外とする。

（2）土木部が発注した工事のうち、前年度に完成した受注金額が250万円を超えるもので、工事成績評定点が80点以上の工事を担当した者。

（3）当該工事の契約日における年齢が、35歳未満の者。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する技術者は、原則として表彰の対象としない。

（1）前年度に完成した土木部発注工事において、工事成績評定点が65点未満の工事があった者。

（2）前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、建設業法に基づく監督処分を受けた建設業者に従事する者、若しくは指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は文書警告を受けた建設業者に従事する者。ただし、建設業者の処分が表彰日までに確定していない場合であっても、特に重大な法令違反等が明らか場合は、その建設業者に従事する者を表彰から除外することができる。なお、このただし書きの規定により実際に表彰から除外された場合は、重大な法令違反等が明らかになった日をもって処分が確定した日とみなし、実際に処分が確定した日は翌年度の表彰には影響しないものとする。

（3）当年度の表彰日までに、指名停止措置等の処分の期間が満了していない建設業者に従事する者。

（4）前年度の表彰日の翌日から当年度の表彰日までの間に、その他不適当な事項があった者。

第3 審査会の設置

土木部長は、若手建設技術者の中から表彰対象となる技術者を選定するため、別表1に掲げる者で構成する「熊本県若手建設技術者表彰審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

赤文字は今回改正箇所

第4 表彰の決定

審査会は、第7に定める事務局が表彰候補として提出した者の中から被表彰者を選定し、土木部長に報告する。

2 土木部長は、審査会の選定結果を受け、被表彰者を決定し、表彰する。

3 表彰者数は、別表2による。

第5 被表彰者の公表

熊本県ホームページに被表彰者及び被表彰者が所属する会社名を公表するものとする。ただし、技術者は本人の同意が得られない場合は公表しない。

第6 表彰の取消し

土木部長は、被表彰者が担当した工事に関し、表彰年度内に第2第2項で定める表彰の不適合要件に該当する事項が判明した場合は、当該技術者の表彰を取り消す。

第7 事務局

本要領に係る事務を処理するため、土木部土木技術管理課に事務局を置く。

第8 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県若手建設技術者表彰要領取扱いに定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

平成29年3月17日に一部改正

令和3年1月7日に一部改正

赤文字は今回改正箇所

(別表1) 熊本県若手建設技術者表彰審査会

| | |
|-----------|--|
| 審査会 委員 | 政策審議監（会長） 河川港湾局長（副会長） 道路都市局長 建築住宅局長 監理課長 土木技術管理課長 |
|-----------|--|

(別表2) 各発注機関による表彰者数

| 各発注機関における表彰者枠 | 表彰者数 |
|--|--------------|
| 住宅課 営繕課 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 県央広域本部土木部 （益城復興事務所を含む） | 2～4名（工事2件）程度 |
| 宇城地域振興局土木部 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 上益城地域振興局土木部 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 県北広域本部土木部 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 玉名地域振興局土木部 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 鹿本地域振興局土木部 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 阿蘇地域振興局土木部 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 県南広域本部土木部 氷川ダム管理所 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 芦北地域振興局土木部 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 球磨地域振興局土木部 市房ダム管理所 | 2～4名（工事2件）程度 |
| 天草広域本部土木部 天草空港管理事務所 | 2～4名（工事2件）程度 |